

姫路海上保安部からのお知らせ

～楽しい思い出のため 守って頂きたいこと～

相生港・赤穂港※におけるイベント実施のため
ブイや台船等の設置作業をする場合
姫路海上保安部長の許可が必要です



※港の範囲（港域）は次頁参照

港内又は港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければなりません。
(港則法第31条・45条)

許可を受けずにブイや台船等の設置作業をした場合、港則法違反で罰せられることがあります。
(港則法第52条)



工事・作業とは

- 一定の海域が占有され、また、作業船等が直ちに移動できない等、船舶交通の安全及び港内の整頓が阻害されるおそれの大きいものをいいます。
- 工事と作業には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、工事は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、作業は痕跡を残さないものとして区別しています。
- 工事、作業への該当の有無について判断に迷う場合には、姫路海上保安部交通課までお問い合わせください。

許可申請方法

- 許可申請書には、工事又は作業の目的、方法、期間、区域又は場所のほか、安全対策を記載してください。
- 許可申請書の記載方法は、姫路海上保安部ホームページの「港則法等関係書類作成・申請ガイドブック」をご確認ください。
- 原則として実施日の1か月前までに姫路海上保安部へ許可申請書を提出してください。



お問い合わせ



姫路海上保安部

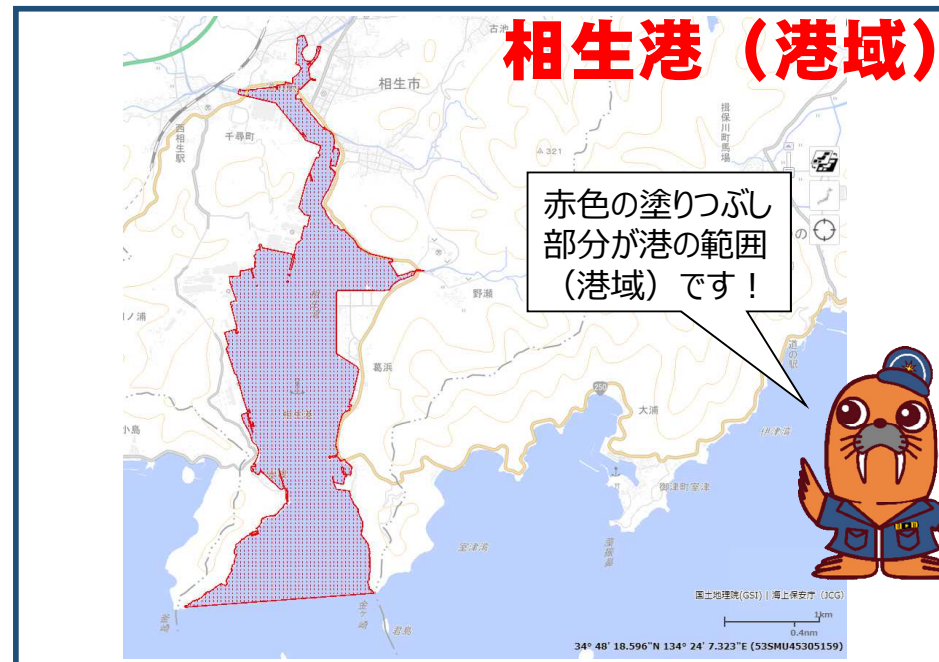
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294-1
電話 079-231-5065

海の安全情報

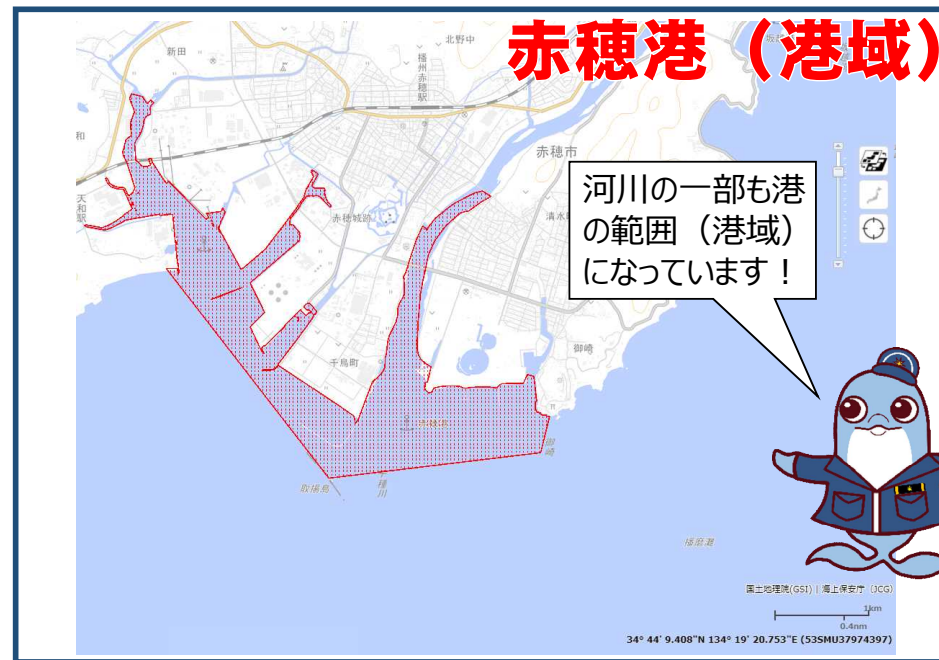
検索



相生港（港域）



赤穂港（港域）



お問い合わせ



姫路海上保安部

〒672-8063 姫路市飾磨区須加294-1
電話 079-231-5065

海の安全情報

検索

